

鳥取県公報

昭和二十六年十一月九日 金曜日
第二千二百六十号

本書ノ大キサハ國定規格A五割

主 要 目 次
◇告示 指定医療機関の種類変更
建設業者の登録まつ消
国民健康保険を行う村に対する條例の改正認可

告 示

◇鳥取縣告示第五百一号

昭和二十六年五月鳥取県告示第四百三十三号をもつて公示した結核予防法第三十六條の規定による指定医療機関の種類を次のように変更した。

昭和二十六年十一月九日

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 昭和二十四年 堀江事務所
(5) 第三号 十月三日

名 称 鳥取県知事 西 尾 愛 治
所 在 地 指定医療機関の種類
馬淵内科医院 鳥取市西町一 第一種を第二種に変更
八六番地

◇鳥取縣告示第五百二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四條第三項の規定による更新の登録がなかつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録をまつ消した。

昭和二十六年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

主たる營業所の所在地 申請者氏名 登録まつ消年月日
鳥取市西町三八一番地ノ三三 堀江 爲義 昭和二十六年
十月三日

